

三、出石郡

商號又は名稱	本店又は主たる事務所所在地	主たる業務	設立年月	出資額又は資本金	代表者氏名
出石織物株式會社	出石町	絹織物製造	大正 一〇・二〇	四〇,〇〇〇	武田角藏
出石乾繭株式會社	同	乾繭及製材	同 八・六	二五,〇〇〇	松原岩吉
出石醸造株式會社	同	醬油醸造	同 八・七	一五,〇〇〇	金澤銳二
株式會社出石水庫	同	氷雪卸賣	同 二・二	五,〇〇〇	小林昌一
出石魚鳥青物株式會社	同	魚鳥青物定市場	明治 元・三	四,〇〇〇	小林昌一
但馬信榮株式會社	同	金錢貸付業	大正 八・三	一〇〇,〇〇〇	中山麟治
出石鐵道株式會社	同	鐵道運輸業	同 九・三	五〇〇,〇〇〇	福富太郎左衛門
但馬自動車株式會社	同	自動車運輸業	同 七・〇	五〇,〇〇〇	石田爲助
合資會社松岡組	同	土木建築請負業	昭和 三・三	二,〇〇〇	松岡牧之助
杞柳製品合資會社	同	杞柳製品販賣	大正 一〇・〇	三〇,〇〇〇	弘原海幸一
出石生絲合資會社	同	生絲仲立業	同 五・六	一〇,〇〇〇	門間政吉
武田合資會社	同	不動産買賣貸借其他附帶事業	昭和 三・三	二,〇〇〇	武田好弘
合名會社志水吳服店	同	織物類販賣	明治 三・一	一〇,〇〇〇	志水興三
平商合名會社	同	杞柳製品買賣	大正 八・七	九,〇〇〇	相田鉦太郎

中山合名會社	同	不動産所有	同 二・三	一〇〇,〇〇〇	中山麟治
合資會社宮下製肥所	小坂村	製肥製綿精米	昭和 二・三	一〇,〇〇〇	宮下徳平
中山生絲縮緬株式會社	資母村	生絲縮緬仲立業	大正 六・三	三〇,〇〇〇	高垣六左衛門
合資會社澁谷商店	同	同	同 二・三	一〇,〇〇〇	澁谷太郎吉
堀合名會社	同	有價證券放資	同 一五・〇	三,〇〇〇	堀山三右衛門

二四、養父郡

商號 又は 名稱	本店又は主たる事務所所在地	主たる業務	設立年月	出資額又は資本金	代表者氏名
八鹿製材株式會社	八鹿町	製材	大正 九年三月	10,000	西村直藏
株式會社八鹿銀行	同	普通銀行業	明治 二七年六月	300,000	西村莊兵衛
小佐谷産業株式會社	同	金錢貸付業	同 三三・三	20,000	森田卓治
帝國興業無盡株式會社	同	無盡業	大正 四・六	30,000	馬田岩吉
小島酒造合資會社	養父市場村	酒清醸造	大正 二・三	35,000	小島福二
株式會社大藏製材精米所	大藏村	製材	大正 九・五	26,000	細田正一
養父郡木炭株式會社	同	木炭販賣	同 二・一	20,000	秋山注連藏
和田山自動車合資會社	同	自動車運輸業	同 二五・八	6,000	崎谷才助
貸自動車營業合名會社	同	同	昭和 四・一	10,000	田中春治
但馬蠶種株式會社	廣谷町	蠶種製造	大正 五・三	18,000	岩淺豐之助
株式會社廣谷銀行	同	普通銀行業	明治 二七・三	70,000	鎌田三郎兵衛
畑生產株式會社	同	金錢貸付業	大正 一〇・三	30,000	奥藤義兵衛

長野信用株式會社	建屋村	金錢貸付業	大正 一五・四	10,000	村上鑑一郎
建屋自動車株式會社	同	自動車運輸業	昭和 二・八	25,000	木上慶藏
株式會社大屋銀行	口大屋村	普通銀行業	明治 三・七	300,000	鎌田三郎兵衛
南但自動車株式會社	同	自動車運輸業	大正 八・九	100,000	鎌田久兵衛
樽見商業合資會社	同	金錢貸付業	明治 三三・五	10,000	池田春治
株式會社南盛銀行	南谷村	普通銀行業	明治 二四・三	40,000	竹田又右衛門
株式會社西谷銀行	西谷村	普通銀行業	明治 三三・一〇	50,000	鎌田治右衛門
株式會社關宮銀行	關宮村	普通銀行業	明治 三三・六	50,000	白岩徳治

二五、朝來郡

商號 又は 名稱	本店又は主たる事務所所在地	主たる業務	設立年月	出資額又は資本金	代表者氏名
魚市場株式會社	生野町	鮮魚市場	昭和 三・九	七,五〇〇	岩宮良藏
株式會社播但新聞社	同	新聞發行	同 三・二	一〇,〇〇〇	後藤喜代太郎
株式會社生野銀行	同	普通銀行業	明治 二七・四	六〇〇,〇〇〇	淺田貞次郎
株式會社田村銀行	同	同	大正 五・八	五〇〇,〇〇〇	白瀧重右衛門
朝來自動車株式會社	同	自動車運輸業	同 二・二	一〇,〇〇〇	日下筆吉
生野合同運送株式會社	同	運輸取扱業	昭和 二・一	五〇,〇〇〇	高橋大治郎
株式會社和田山魚市場	和田山町	魚類及氷の販賣	大正 一〇・六	二〇,〇〇〇	古屋敷作次
合名會社辰巳屋商店	同	醬油清酢釀造販賣	同 一五・二	七,〇〇〇	古屋敷克郎
合名會社日原商店	同	蠶絲貿易及副産取扱	同 一四・四	一〇〇,〇〇〇	日原米次
株式會社加古屋酒店	梁瀬町	清酒釀造	大正 八・二	一〇〇,〇〇〇	木村憲三
株式會社朝來銀行	同	普通銀行業	明治 三三・五	一,〇〇〇,〇〇〇	田治米吉郎右衛門
梁瀬運送合資會社	同	運輸取扱業	昭和 二・一	一〇,〇〇〇	奥野義一
合名會社古田商店	同	醬油釀造	大正 三・八	二,〇〇〇	古田嘉兵衛

合名會社田治米商店	同	酒醬油釀造	明治 四三・五	一〇〇,〇〇〇	田治米吉郎右衛門
矢名瀬鑛泉合名會社	同	清涼飲料水製造販賣	大正 三・五	三,〇〇〇	習田要右衛門
合名會社三宅商店	同	諸肥料販賣	昭和 三・三	九,〇〇〇	三宅徳治
養士酒類製造株式會社	與布土村	清酒釀造	大正 六・〇	一八,〇〇〇	馬袋久右衛門
山陰蠶種株式會社	竹田町	蠶種製造	大正 六・五	三,〇〇〇	小野政友
竹田株式會社	同	金錢貸付業	明治 四一・三	六〇,〇〇〇	柏村誠三
竹田商事株式會社	同	同	昭和 三・二	三三,〇〇〇	足立莊太郎
合名會社神吉商店	同	蒲團及製綿	大正 一三・五	四四,〇〇〇	神吉堅治
進藤林業株式會社	山口村	木材木炭製造販賣	大正 一〇・五	一〇〇,〇〇〇	進藤長治
新井商事株式會社	同	倉庫業金錢貸借土地有價證券買賣	同 二・八	五〇,〇〇〇	羽淵傳
株式會社殖産銀行	同	普通銀行業	明治 三三・七	一〇〇,〇〇〇	中治信義
新井自動車株式會社	同	自動車運輸業	昭和 四・九	一〇,〇〇〇	進藤長治
新井合同運送株式會社	同	運輸取扱業	同 二・二	五〇,〇〇〇	進藤長治
合資會社高本商店	同	醬油釀造	大正 二・二	二〇,〇〇〇	掃部淺次郎
合名會社太田垣銀行	同	普通銀行業	明治 三三・六	一〇,〇〇〇	太田垣誠

二六、美 方 郡

商號又は名稱	本店又は主たる事務所所在地	主たる業務	設立年月	出資額又は資本金	代表者氏名
株式会社村岡銀行	村岡町	普通銀行業	明治 二九年	五〇〇,〇〇〇円	松 田 幹
合資會社池尾商店	同	日用百貨販賣	大正 一五年	一〇,〇〇〇	池 尾 茂 助
株式會社共立商工銀行	濱坂町	普通銀行業	明治 二〇年	一,〇〇〇,〇〇〇	森 誠
株式會社濱坂銀行	同	同	大正 一〇年	五〇〇,〇〇〇	藤 田 治 右 衛 門
濱坂合同運送株式會社	同	運輸取扱業	同 九五年	一〇〇,〇〇〇	山 本 市 造
北但電氣株式會社	射添村	電燈電力供給	大正 一四年	七〇,〇〇〇	谷 襄
北但自動車株式會社	同	自動車運輸業	同 二五年	一〇,〇〇〇	谷 襄
至誠自動車株式會社	溫泉町	自動車運輸業	昭和 二四年	四,七〇〇	乾 安 治
居組運送合資會社	西濱村	運輸取扱業	昭和 二二年	五,〇〇〇	木 島 爲 重
宮下商事合名會社	同	有價證券買賣	大正 二二年	三,〇〇〇	宮 下 忠 次

二七、氷 上 郡

商號又は名稱	本店又は主たる事務所所在地	主たる業務	設立年月	出資額又は資本金	代表者氏名
株式會社柏原合同銀行	柏原町	普通銀行業	昭和 二七年	一,〇〇〇,〇〇〇	田 口 昭 造
柏原自動車株式會社	同	自動車運輸業	大正 一四年	一〇〇,〇〇〇	安 藤 正 次 郎
柏原魚合資會社	同	魚類生菓類委託販賣	明治 二七年	一〇,〇〇〇	富 藤 武 助
柏原運送合資會社	同	運輸取扱業	大正 一五年	一〇,〇〇〇	片 山 貞 治 郎
合名會社三共印刷所	同	活版印刷	同 二二年	九,〇〇〇	野 村 幸 吉
株式會社戊辰銀行	成松町	普通銀行業	昭和 二七年	一,〇八,〇〇〇	塚 口 三 之 助
合資會社中辻商店	同	海產物陶磁器販賣	同 四九年	一〇,〇〇〇	中 辻 伊 太 郎
合資會社成松タクシ商店	同	自動車運輸業	同 三七年	八,〇〇〇	菅 原 了 三
合名會社成松魚類商會	同	魚類委託販賣	明治 二三年	五〇,〇〇〇	若 田 伊 之 助
黒井水産合資會社	黒井町	水産物委託販賣	明治 二四年	一,七〇〇	山 本 菊 藏
黒井運送合資會社	同	運輸取扱業	大正 二五年	一〇,〇〇〇	井 上 和 田 郎
丹波檜皮株式會社	上久下村	檜皮販賣	大正 九三年	一〇〇,〇〇〇	山 内 順 一 郎

商號又は名稱
上久下土地株式會社

本店又は主たる
事務所所在地
上久下村

主たる業務
土地建物買賣貸借

設立年月
大正 二〇・六

出資額又は
資本金
100,000円
代表者氏名
村上雅司

丹波製粉株式會社

久下村

寒梅粉製造

大正 三〇・四

50,000
山内順一郎

合資會社田村醬油店

同

醬油釀造

昭和 二〇・六

10,000
田村新之助

谷川運送合資會社

同

運輸取扱業

大正 一五・二〇

6,000
村上秀二

久下魚類合名會社

同

魚類問屋業

明治 四〇・一

10,000
村岡定吉

小川酒造株式會社

小川村

清酒釀造

昭和 三〇・三

40,000
深田重三郎

合資會社若林醬油店

和田村

醬油釀造

大正 一四・三

10,000
若林喬介

合資會社藤原商店

同

竹尺生地製作

同 三〇・六

10,000
藤原嘉助

合名會社中岡商店

同

農林產物種苗の生産販賣

同 一三・六

5,000
中岡朝一

株式會社渡邊製袋所

沼貫村

紙袋製造

大正 二〇・四

20,000
渡邊泰造

株式會社同志會

同

土地建物買賣仲介業

同 一四・六

5,000
渡邊源吉

合名會社稻畑金庫

同

金錢貸付業

明治 四四・四

10,000
久郷重治郎

市島運送合資會社

吉見村

運輸取扱業

大正 一五・一〇

8,000
山名菊藏

鳴庄酒造株式會社

鳴庄村

清酒釀造

大正 一四・三

30,000
萩野兵吉

高陽土地株式會社

春日部村

土地賃貸業

昭和 二〇・四

3,000
足立義信

多利土地株式會社

同

土地賣買

大正 一五・二

3,000
舟川菊藏

合資會社甲陽園

同

蠶種製造

同 二〇・八

3,000
高見常太郎

合資會社春日織物工場

同

絹織物製造

同 三〇・七

30,000
足立儀作

家滿仁織物株式會社

生郷村

絹織物製造

大正 二七・八

20,000
西堀重三郎

合資會社小西輪業商會

同

自轉車販賣

同 三〇・四

1,000
小西精治

合資會社ヤマタ商店

同

不動産有價證券賣買

同 二〇・七

3,500
前田耕作

合資會社上島商店

同

繭絲屑物の賣買

同 二〇・四

4,000
上島庄太郎

丸藤合資會社

同

料理業

昭和 二〇・三

300
池上致一

石生合同運送合資會社

同

運輸取扱業

同 二〇・一

30,000
越川爲治

商號又は名稱
株式會社福住銀行

本店又は主たる
事務所所在地
福住村

主たる業務
普通銀行業

設立年月
明治 二六・五

出資額又は
資本金
七〇,〇〇〇
代表者氏名
山田益太郎

大芋物産株式會社

大芋村

松茸物産品賣買

大正 一五・三

七五〇
今藏萬治郎

篠東土地株式會社

同

土地賣買仲介

同 二・七

二〇,〇〇〇
山田祥三郎

大芋産業株式會社

同

金錢貸付業

明治 四〇・七

二〇,〇〇〇
澤山茂三郎

興業株式會社

同

同

大正 三・七

三,〇〇〇
百合源三郎

旭合資會社

同

同

明治 四〇・二

六,〇〇〇
山田祥三郎

福證券株式會社

同

土地有價證券所有及賣買

大正 一五・二

三〇,〇〇〇
百合源三郎

福合資會社

同

土地建物有價證券賣買

同 五・三

五,〇〇〇
百合源三郎

株式會社中丹銀行

村雲村

普通銀行業

昭和 三・一

三〇,〇〇〇
野々口政太郎

篠見興産株式會社

同

金錢貸付業

大正 三・一

一〇,〇〇〇
藤稿萬吉

合資會社有終會

同

有價證券所有

同 九・五

一五,〇〇〇
坂部啓之助

興業合名會社

同

金錢貸付業

明治 四四・七

一,〇〇〇
河原義一

篠山醬油株式會社

城北村

醬油釀造販賣

大正 二・二〇

五,〇〇〇
小林嘉一郎

井階合名會社

北河内村

金錢貸付業

明治 三三・二

一五,〇〇〇
井階三作

合資會社長澤製糸場

大山村

生絲製造

昭和 四・五

三,〇〇〇
長澤文吉

株式會社辨天銀行

味間村

普通銀行業

明治 二五・五

五,〇〇〇
内田伴三郎

篠山運送株式會社

同

運輸取扱業

昭和 二・二

五,〇〇〇
酒井芳太郎

辨天魚類合資會社

同

魚類問屋業

大正 四・六

六,〇〇〇
谷後甚兵衛

曉合名會社

同

製藥

同 二四・二

三,〇〇〇
小前彌三郎

株式會社古市銀行

古市村

普通銀行業

明治 一七・六

五,〇〇〇
酒井佳三郎

合資會社小林酒店

同

清酒釀造

大正 七・一

三〇,〇〇〇
小林修之助

昭和釀造合資會社

同

同

昭和 四・三

四〇,〇〇〇
荒木常次郎

大歲合資會社

同

清涼飲料水製造

大正 九・四

四,〇〇〇
土田仙太郎

斧屋合資會社

同

肥料石油販賣

明治 三三・五

三〇,〇〇〇
小林伊太郎

合資會社丸啓商店

同

食料品販賣

大正 一〇・九

三,〇〇〇
井關芳松

古市運送合資會社

同

運輸取扱業

昭和 二・一

一五,〇〇〇
岡本團次郎

彩丹印刷株式會社

今田村

活版印刷

大正 二・八

一〇,〇〇〇
藤本敏夫

商號又は名稱
今田産業倉庫株式會社
御嶽鑛泉合資會社

本店又は主たる
事務所所在地
今田村

主たる業務

金錢貸付業
清涼飲料水販賣

設立年月

大正 二・二
同 三・三

出資額又は
資本金

二五,000
二,五〇〇

代表者氏名

藤本敏夫
島佐吉

二九、津名郡

商號又は名稱

由良船渠株式會社
井宮クレー株式會社
株式會社由良遊園地
株式會社旭座劇場
三ッ川クレー合資會社
三共合名會社

本店又は主たる
事務所所在地
由良町

主たる業務

造船及修繕
クレー製造
土地經營
演劇其他各種營業經營
クレー製造
同

設立年月

大正 七・九
同 九・二
昭和 二・七
同 四・九
大正 三・二
同 五・四

出資額又は
資本金

五〇,〇〇〇
八〇,〇〇〇
三〇,〇〇〇
二五,〇〇〇
一六,〇〇〇
二四,〇〇〇

代表者氏名

濱野勝吉
井宮信太郎
長手希一
山中幸三郎
濱野勝吉
濱野勝吉

洲本瓦斯株式會社

淡路製陶株式會社

淡路紙株式會社

淡路製紙株式會社

淡路製氷鑛泉株式會社

株式會社淡陽精米所

株式會社林洋行

淡路學用品株式會社

洲本町

瓦斯の製造供給

陶器製造

製紙

同

製氷並清涼飲料水製造

精米

貝卸製造

學用品販賣

昭和 四・四

明治 二・三

大正 五・三

同 二・二

同 二・五

昭和 三・二

大正 一〇・一

同 三・一

二〇〇,〇〇〇

三〇〇,〇〇〇

二五〇,〇〇〇

二五〇,〇〇〇

二五〇,〇〇〇

七〇,〇〇〇

一〇〇,〇〇〇

五〇,〇〇〇

小林禎吉

柳澤省吾

森田叶

谷安三郎

荒濱榮

高谷兼五郎

林章義

厚美直七

津名郡

商號又は名稱

津田屋合資會社

本店又は主たる事務所所在地
釜口村

主たる業務
屋根瓦製造

設立年月
大正 七・一

出資額又は資本金
二六,〇〇〇円

代表者氏名
津田熊次郎

東淡商事株式會社

假屋町

有價證券賣買

大正 九・二

三,〇〇〇 坂東佐右衛門

合資會社正井商店

同

清酒釀造

同 四・七

五,〇〇〇 正井達次郎

安藤合資會社

同

同

同 六・二

二,〇〇〇 正井達次郎

峯之雪酒造合資會社

同

同

昭和 二・九

五,〇〇〇 正井達次郎

合資會社東淡信用ブローカー

同

不動産賣買

明治 四・三

一,〇〇〇 岡 兵 太

播淡聯絡汽船株式會社

岩屋町

汽船運輸業

大正 二・三

一〇〇,〇〇〇 阿部克太郎

合資會社岡田斐商店

同

漁具船具及薪炭類販賣

同 二・二

三,〇〇〇 岡田斐二郎

合資會社淡路劇場

同

活動寫真興行

同 二・二

一,〇〇〇 岡田斐二郎

相互融通合名會社

仁井村

無盡業

大正 二・二

三,〇〇〇 中山長太

大正商事株式會社

育波村

肥料賣買

大正 二・八

二〇,〇〇〇 西田喜一郎

淡路電燈株式會社

郡家町

電燈電力の供給

大正 四・三

三〇〇,〇〇〇 廣田直民

株式會社藪内吳服店

同

吳服類販賣

同 八・一

五〇,〇〇〇 藪内清一

淡路商事合名會社

多賀村

畚類販賣

大正 三・九

三,〇〇〇 中谷醇三

江浦鰯網株式會社

江井町

漁網販賣

昭和 三・一

一〇,〇〇〇 高見勝年代

淡路金融株式會社

同

金錢貸付業

大正 三・三

一〇,〇〇〇 金津豐吉

淡路運輸株式會社

都志町

汽船運輸業

大正 七・六

五〇,〇〇〇 高見幸作

合資會社高光商店

同

石炭セメント販賣

同 二・五

四〇,〇〇〇 高光興作

中彌合資會社

鮎原村

不動産の所有及管理

大正 六・〇

五,〇〇〇 中田長四郎

三原郡

商號又は名稱	本店又は主たる事務所所在地	主たる業務	設立年月	出資額又は資本金	代表者氏名
東洋醬油株式會社	加茂村	醬油釀造	大正九年四月	50,000円	谷岡嘉平
酒井土地株式會社	大野村	不動産賣買	大正一四年六月	30,000	酒井保明
藤井煉乳株式會社	廣田村	煉乳製造	大正八年五月	500,000	藤井長二郎
西淡共榮株式會社	倭文村	雜貨物品販賣	大正八年七月	20,000	齋藤喜一郎
淡路葡萄酒釀造株式會社	堺村	葡萄酒釀造	明治四年九月	100,000	藤野伊逸
湊劇場株式會社	湊町	劇場貸貸業	昭和二年二月	20,000	菊川長五郎
志知酒造株式會社	志知村	清酒釀造	大正一二年三月	300,000	豊原龍平
喜多醬油株式會社	同	醬油釀造	昭和二年二月	10,000	喜田寅一

合同醬油株式會社	榎列村	醬油釀造	昭和二年六月	50,000	金藤兵七
淡路醬油株式會社	八木村	醬油釀造	大正四年三月	50,000	宮地政七
淡洲土地株式會社	市村	地方競馬土地建物の賃貸	昭和四年一月	100,000	櫻田善九郎
合資會社土井商店	同	木材販賣	同三年五月	5,000	土井昌勝
合資會社中央タクシ	同	貸自動車業	同四年七月	500	橋本幸夫
賀集酒造株式會社	賀集村	清酒釀造	大正九年四月	350,000	賀集新九郎
平瀬醬油株式會社	福良町	胡麻油製造	大正一二年三月	200,000	森脇熊生
淡路釀酢株式會社	同	酢釀造	同一二年六月	250,000	賀集佐七
福島醬油株式會社	同	醬油釀造	同八年五月	300,000	福島篤郎
阿淡連絡汽船株式會社	同	汽船運輸業	同二年四月	100,000	阿部克太郎
福良運送株式會社	同	船舶運輸業	同六年七月	50,000	泉輝一
淡路自動車株式會社	同	自動車運輸業	同一二年二月	50,000	賀集新九郎
淡洲自動車株式會社	同	貸自動車業	昭和三年二月	30,000	佃一郎
株式會社福運組	同	運輸取扱業	大正一四年十月	10,000	石崖新平

三原郡

商號又は名稱

合資會社泉輝一商店
福良水産合資會社

淡陶株式會社
光源酒造株式會社

株式會社南淡製陶社
南海酒造株式會社

沼島電氣株式會社

本店又は主たる
事務所所在地

同 福良町

同 北阿萬村

同

同 阿萬村

同

同 沼島村

主たる業務

石油石炭販賣
海産物委託販賣

陶器製造

清酒釀造

陶器製造
清酒釀造

同

電力供給

設立年月

大正 三〇年八月

同 三〇年四月

明治 一八年八月

大正 一八年九月

昭和 三〇年五月

大正 一〇年一〇月

大正 一六年三月

二一四

出資額又は
資本金

一五〇,〇〇〇圓

一〇〇,〇〇〇圓

一,五〇〇,〇〇〇圓

二五〇,〇〇〇圓

一〇,〇〇〇圓

一五〇,〇〇〇圓

三,五〇〇圓

代表者氏名

泉 輝一

仲 清太郎

樽 田均

原 幹一

榎 本只吉

榎 本只吉

中野篤一郎

附 錄

商工省令第十二號

會社統計規則左ノ通定ム

大正十四年十月二十八日

商 工 大 臣 片 岡 直 温

會 社 統 計 規 則

第一條 會社ノ代表者ハ別記様式ノ會社票ニ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ該當事項ヲ記入シ翌年一月十五日迄ニ其ノ本店又ハ主タル事務所所在地ノ市町村長ニ提出スベシ但シ清算中又ハ破産手續中ノ會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 市町村長前條ノ會社票ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ二月十日迄ニ地方長官ニ提出スベシ
地方長官前項ノ會社票ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ番號ヲ記入シ三月末日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

第三條 第一條ノ規定ニ依リ提出シタル會社票ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ規定ニ依ル會社票ノ提出ヲ怠リ又ハ之ニ虛偽ノ事項ヲ記入シタル者ハ參拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本則ニ依ル職務ニ依リ知得シタル會社ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第六條 本則中町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

會社統計規則

會社票

昭和 年十二月末日現在

第 號

◎記載注意を熟讀の上記入せられたし

商號又は名稱	種 類	本店又は主たる事務所所在地	主たる業務	設立年月	備考	出資額又は資本金				
						出資額	資本金	社債額	積立金	
		道 府 縣	郡 市 村	年 月		純 損 金	配 當 金	純 益 金	積 立 金	社 債 額

昭和 年 月 日
 代表者氏名及捺印

記載注意

- 一、商號又は名稱
登記したる商號又は名稱を記入すべし
- 二、種 類
合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社又は相互會社と記入すべし
- 三、主たる業務
當該會社の業務の内容を成るべく明瞭に記入すべし(二種以上の業務を併せ行ふ場合に於ては其の中の主たる業務一種を限り記入すること)
- 四、設立年月
登記したる設立年月を記入すべし
- 五、出資額又は資本金
最近の決算期に於ける現在額を記入すべし但し株式合資會社に付ては出資總額を出資額欄に、株金總額を資本金總額欄に、株金拂込額を資本金拂込額欄に記入すべし又相互會社に付ては基金總額を資本金總額欄に、拂込額を資本金拂込額欄に記入すべし
- 六、社債額
最近の決算期に於ける現在額を記入すべし(商法の規定に依り社債券を發行したるもののみを記入すること)
- 七、積立金
最近の決算期に於ける法定積立金其他一切の積立金の合計を記入すべし(但し保險會社に於ける責任準備金及支拂備金は之を記入せざる事)
- 八、純益金、配當金、純損金
最近の決算期より前一年間の決算額を推算したるものを記入すべし但し決算期を過ぎたるも決算未了の場合には其の前の決算期より廻りて一年間の決算額を推算したるものを記入すべし
相互會社の純益金には剰餘金を、配當金には基金に對する利息及分配金を記入すべし
右何れの場合に於ても純益金及純損金には前期よりの繰越益金又は繰越損金を算入すべからず
- 九、前年報告後商號又は名稱、種類、本店又は主たる事務所所在地、出資額又は資本金を變更したるとき又は前年の報告事項中誤謬ありたるときは其の旨を備考欄に記入すべし
- 一〇、本票に記入する數字は1, 2, 3等の如きアラビア數字を用ゐるべし
- 一一、本票中記入事項なき欄には横線を引くべし
- 一二、會社の代表者は番號を記入せずして其の儘會社票を提出すべし

兵庫縣訓令甲第十四號

會社統計規則取扱手續左ノ通定ム
大正十四年十一月十六日

市 町 村 役 場 所

兵庫縣知事 山 縣 治 郎

會社統計規則取扱手續

(大正十五年六月二十九日縣訓令甲第
二十五號ヲ以テ本取扱手續中改正)

第一條 市町村長ハ規則第四條ニ依リ告發其ノ他ノ事故ノ爲期限内ニ差出スコトヲ得ザル會社票アルトキハ期
限後速ニ整理差出スベシ

第二條 市町村長會社票ヲ差出ストキハ別記様式ノ目錄ヲ添付スベシ

(別記)

會社票送致目錄

昭和何年十二月末日現在
何 市 町 村

年未現在會社數	告發其ノ他整理 中ノ會社票數	差引送致會社票數
---------	-------------------	----------

右及送致候也

宛 年 月 日

市 町 村 長

商工省令第十號

會社通覽調製ノ爲會社票使用ニ關スル件左ノ通定ム

昭和二年十月二十二日

商工大臣 中 橋 德 五 郎

會社票ハ會社統計規則第三條ノ規定ニ拘ラズ會社通覽調製ノ目的ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ摘録スル爲ニ之ヲ使
用スルコトヲ得

- 一、商號又ハ名稱
- 二、種 類
- 三、本店又ハ主タル事務所所在地
- 四、主タル業務
- 五、設立年月
- 六、出資額又ハ資本金
- 七、代表者ノ氏名

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

會社通覽調製ノ爲會社票使用ニ關する省令

會社統計施行上の注意

- 一、會社統計規則は大正十四年十二月末日現在の會社より適用し會社票は翌年一月十五日迄に市町村長に提出すること
- 二、清算中又は破産手續中の會社、朝鮮、臺灣、樺太、關東州所在の會社及外國會社の支店は何れも會社票の提出を要せず
- 三、會社票中「主たる業務」欄には當分の内別掲會社分類(三三三)に依り記入すること
- 四、商號又は本店所在地は合名、合資、株式、株式合資會社に、名稱又は主たる事務所所在地は相互會社に適用せらるべきものにして、主たる業務は實際の業態に依り記入すること
- 五、出資額又は資本金、社債額、積立金、純益金、配當金、純損金に付、最近の決算期とあるは調査の屬する年の最後の決算期を謂ふ、例へば昭和六年一月十五日限り提出すべき昭和五年十二月末日現在の會社票に在りては昭和五年中に於ける最後の決算期を謂ふ、但し積立金、純益金、配當金、純損金にして昭和五年中に決算期を過ぎたるも決算未了の場合には其の直前に於ける決算期を謂ふ
- 六、年二回以上決算をなす會社に在りては各期を通じて計算するものとす

會社統計規則解説

一

會社統計は早く既に明治十六年訓令を以て農商務通信事項様式を定め、各地方廳に對して産業に關する各種の統計調査を命じた時から其の中の一項目として會社に關する様式を定め之が調査を行つて來たのであるが、其の後幾多の改正を経て、大正十年に至り省令を以て農商務統計報告規則を制定して市町村長に對し、一般産業統計の調査報告を命じた時も様式第三四に會社に關する一項目を置き之に依つて會社票の提出を求めて居たのである。然るに右農商務統計報告規則に於ては總て調査報告の義務を市町村長に負はしめた爲めに、會社票の提出に付ても會社に於ては直接何等其の義務を負ふもので無いと云ふ理由の下に、往々にして之が提出を拒み又は虚偽の事項を申告する者等があつて充分に統計の目的を達することが出来ない憾みがあつたのである。されば之が改正の議は既に一兩年前からあつたのであるが恰も大正十四年四月農林商工兩省の分離に伴ひ農商務統計報告規則は大正十四年十二月限り之を廢止して、新に商工省統計報告規則を制定することになつたので、之を機會として會社は右規則より之を除外し、別に獨立の省令を以て會社統計規則を制定する事にしたのである。其の改正の第一の要點は言ふ迄もなく會社の代表者に對して直接會社票提出の義務を負はしめたことである。而して此の義務の違反に對しては第四條の罰則を定めたのであるが、之は勿論初めより罰則を唯一の武器として調査を強要せんとする趣旨ではないのであつて、會社の代表者の充分なる理解の下に完全なる會社票を提出せられん事を希望するのであるが、中には故意に會社票の提出を怠り、又は虚偽の事項を申告して調査の完成を妨げんとする者もあるかも知れないと云ふことを虞れて、豫め之を防止せんとするの趣旨に外ならないのである。改正の第二の要點は會社の秘密を確保する規定を設けたことである。會社票の記入事項は大部分登記事項であつて、敢て秘密と認めらるゝ様な事項は少いのであるが、ただ純益金、配當金、純損金、積立金等會社の内容に關する事項に付ては或は秘密を要

する向もあるかも知れないことを慮つて第三條及第五條に秘密の漏洩を防止する爲めの規定を設けたのである。

二

次に會社統計規則に付て之を(一)調査の目的、(二)調査の客体、(三)調査の時期、(四)調査事項、(五)調査の方法に別ち順次説明しやう。

一、**調査の目的** 會社統計は我國に於ける各種の企業形態中會社組織のものが幾何あるか、而して其の資本金は何の位に達し、又如何なる成績を挙げつゝあるかを明にし、且其の時期的發展の跡を尋ねるを目的とするのであつて、之を以て産業政策上乃至事業計畫上の參考資料たらしむると同時に一般に我國經濟界の消長を知るの資料とせんとするものである。即近來會社、特に株式會社の發達は各種の企業を益會社組織化すると同時に、資本集中の傾向を愈大ならしめて、其の産業界並一般國民の經濟生活に及ぼす影響極めて大なるものあるを以て、是等の關係を研究する爲に會社統計を完備するの必要あるのみならず、特に會社の新設並資本金の増加の大小は一般經濟界の景氣測定の標準として重要な意義を有するのであつて、此の見地からも會社統計は近來益重要視せらるゝに至つたのである。斯くの如く會社統計は純粹に統計的立場から會社に關する各種の事項を調査して、之を經濟政策上乃至學問研究上の參考資料たらしむることを唯一の目的とするのであつて、決して之に依つて個々の會社の秘密を探り、又は之を以て課税の標準とするが如きことは無いのである。而して此の點に關しては第三條及第五條に禁止の規定を設けたること既に前にも述べた通りである。

二、**調査の客体** 調査の客体とは調査すべきもの、即會社のことである。而して會社とは商法の規定に依つて設立せられた合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社及商法の特別法たる保險業法に依つて設立せられた相互會社の五種であつて、我國の法制上會社と稱するものは此の外には無いのであるから會社の意義は極めて明確である。而して會社として存在する以上は假令一時其の活動を中止して居るもの、即所謂休業中の會社と雖總て會社票を提出すべきこと勿論である。唯清算中又は破産手續中の會社に付ては會社票の提出を要しないこと

となつて居る。清算中とは合併又は破産以外の事由に因つて解散した場合に於ける財産處分手續中のことであつて、決算中の意味では無い。又破産手續中とは破産の宣告を受けた場合に於ける財産處分手續中のことである。而して之等の場合に於ける會社の法律上の性質に付ては學者の間に種々の議論のある處であるがする要に之等の會社は最早清算又は破産手續に關する範圍内に於てのみ其の存在を認めらるゝに過ぎないのであつて、既に會社存立の本來の目的たる事業經營の能力を失つて居るのであるから純粹に經濟的立場から現存する會社の數、種類、資本金及其の成績等を觀察せんとする會社統計の調査に於て之を除外するのは當然のこと、云はねばならぬ。(尤も會社動態統計として其の年中に於て解散した會社に付て其の種類、資本金及解散の原因等を調査することは自ら別個の問題であるが此の問題に付ては尙後に言及する機會があるであらう)

三、**調査の時期** 調査は十二月末日現在に於て爲すべきことになつて居る。唯出資額又は資本金、社債額及積立金は最近の決算期に於ける現在額を、純益金、配當金及純損金は最近の決算期より前一年間を通算したる額を調査すべきものである。(是等の點に付ては個々の調査事項に付て後に説明する) 尙十二月末日現在の調査と云ふのは十二月末日に於て會社票に記すべしと云ふ意味ではなく、只だ十二月末日に於ける狀況に基いて記入すれば宜いのである。而して其の記入は十二月末日より會社票提出の期限たる一月十五日迄の間に於て適當の時期に爲せば宜い譯である。

四、**調査事項**

(一) **商號又は名稱** 商號と云ふのは合名會社、合資會社、株式會社又は株式合資會社の社名のことであり名稱と云ふのは相互會社の社名のことであつて何れも登記したる商號又は名稱を記入すべきものである。而して商號又は名稱中には會社の種類に從つて合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社又は相互會社なる文字を用うることになつて居る。然るに往々にして商號又は名稱を通常市井に於て用ゐらるゝ通稱又は屋號等の意味に解して、例へば△商店、石川組、田中製絲、第一相互等の如く記入することがあるが、之は必ず合名會社

山一商店、合資會社石川組、田中製絲株式會社、第一生命保險相互會社等の如く登記したる商號又は名稱を記入すべきである。

(二)種類 合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社又は相互會社と記入すべきである。之は現在我國の會社は如何なる種類のものが多いか、又如何なる種類の會社が漸次増加し、又は減少する傾向があるかを觀察する爲めに必要である。而して我國の會社は前記五種に限るのであつて、而かも會社の商號又は名稱中には必ず其の種類を表す文字を用うべきことになつて居るのであるから會社の種類に付ては何等の疑問や誤謬を出すべき筈はないに拘らず、往々にして商號又は名稱中に表示せられた種類と本欄種類と異なる(例へば商號には三井合名會社と記入しながら種類の欄には合資會社と記入するが如き)ことがあるが、之は全く記入者の不注意に基くものと云ふの外はない。尙相互會社は保險事業に限つて存在するのであつて、現在は東京府に僅に七會社あるのみである、然るに相互會社と合名會社又は合資會社と混同する者があるから注意すべきである。

(三)本店又は主たる事務所所在地 所謂會社の住所であつて登記したる本店又は主たる事務所所在地を記入すべきである。然るに之を實際に事業を営んで居る場所の事務所と誤る場合があるから注意を要する。尙主たる事務所所在地とは相互會社に付てのみ謂ふのであつて、合名會社、合資會社、株式會社及株式合資會社に付ては本店所在地と謂ふ。

(四)主たる業務 主たる業務は之に依つて會社を事業別に分類し、如何なる種類の事業が多く會社企業に依るか、又或る特定の事業は如何なる種類の會社に依つて営まれるかを觀察するのである。故に之が記入は會社分類に依つて分類し得る様になるべく明瞭に且詳細に爲すべきであつて、例へば農業に付ては農耕業、園藝業、牧畜業等の如く、織物業に付ては綿織物製造業、絹織物製造業等の如く、物品販賣業に付ては織物類販賣業、陶磁器販賣業、穀類販賣業等の如く、運輸業に付ては鐵道運輸業、汽船運輸業、運輸取扱業等の如く記入すべ

きである。而して主たる業務は主たるものを限り記入すべきこと勿論であつて、或は實際の場合に於ては一つの會社で數種の事業を営み、而かも何れを主、何れを従とも容易に判定し難いこともあるかも知れないが、斯くの如き場合に於てもなるべく種々の事情を斟酌して、比較的主なるものを決定して記入することにした。尙主たる業務は實際の業態に依つて記入すべきものであるから必ずしも常に登記したる目的と符合しない場合があつても何等差支へない。

(五)設立年月 登記したる設立年月を記入すべきである。従つて組織變更の場合に於ては新組織の會社の登記したる設立年月を記入すべきこと勿論である。

(六)出資額又は資本金 出資額又は資本金に依つて會社の資本金總額が幾何に達するか、又會社の種類に依つて資本金に如何なる相異があるかを觀ると同時に其の増減に依つて經濟界の景氣觀測の一資料とせんとするものであつて、會社統計の調査事項中最も主要なるものの一である。而して之は最近の決算期に於ける現在額を記入すべきことになつて居るが、最近の決算期とは調査の屬する年の最後の決算期を謂ふのであつて、例へば昭和元年十二月末日現在の會社票に付て云へば、假りに其の會社が年二回、五月と十一月とに決算するものとすれば、大正十五年十一月を最後の決算期と謂ふのである。(以下社債額、積立金、純益金、配當金及純損金に付最近の決算期とあるは總て同じ意味である)尙會社の種類に従つて之が記入上注意すべき點を擧ぐれば

(イ)合名會社及合資會社に付ては其の出資總價(金錢以外の財産、勞務、暖簾等を以て出資したるときは之を金額に見積りたるものを合計すること)を出資額欄のみに記入し、資本金欄には記入してはならない。

(ロ)株式會社に付ては資本金欄に總額(所謂公稱資本金)と拂込額とを記入し、出資額欄には記入してはならない。

(ハ)株式合資會社に付ては無責任社員株金の外の出資額、即株式に分たざる出資總額を出資額欄に、株式に分ちたる株金總額を資本金總額欄に、其の拂込額を拂込額欄に記入すべきである。

(ニ) 尙株式會社及株式合資會社の資本金拂込額は資本金總額の四分の一以上でなければならぬ。但し特殊の會社例へば地方鐵道法運河法に依る會社は例外として十分の一以上である。

(ホ) 相互會社に付ては基本金總額を資本金總額欄に、其の拂込額を拂込額欄に記入し、出資額欄には記入してはならない。

(七) 社債額 商法の規定に依り社債券を發行したるもの最近の決算期に於ける償還未済額を記入すべきである。一時借入金等を記入するものがあるが其れは誤りである。尙社債額は拂込資本金を越ゆべからざるの制限がある。然し特殊の會社に付ては例外が認められて居る。例へば日本勸業銀行、日本興業銀行、農工銀行、東洋拓殖銀行等が之である。

(八) 積立金 最近の決算期に於ける法定積立金及其他一切の積立金の合計額を記入すべきである。法定積立金とは法定準備金のことである。其の他の積立金とは例へば建築準備積立金、社員退職積立金、家屋機械償却積立金等法定準備金以外の一切の積立金を謂ふのである。尙注意すべきは株式會社及株式合資會社は其の資本金の四分の一に達する迄は利益金を配當する毎に準備金として其の利益の二十分の一以上を積立つべきことになつて居る。然るに配當金を記入しながら積立金の記入のないことがある。之は明に誤りである。尤も所謂利息配當の場合は例外たること勿論である。更にも一つ注意すべきは保險會社に於ける責任準備金及支拂準備金は積立金に含まれないことである。尙合名會社及合資會社の積立金は從來記入を要しないものと誤解して居る向もあつた様であるが積立金あるときは必ず記入すべきものである。

(九) 純益金、配當金、純損金 之は會社の事業成績を見るための調査事項であつて、之に依つて如何なる事業の會社が最も多くの純益金又は純損金を擧げて居るか、而して其れが經濟界の景氣不景氣と如何なる關係を示すか等を観ることが出来るのである。而して之は最近の決算期より前一年間の決算額を通過したるものを記入すべきである。従つて年二回決算する會社に付ては前後兩期の決算額を通過して記入するのである。若し決

算未了の場合は其の直前の決算期より前一年間の決算額を通過したるものを記入するのである。然しこれは已むを得ざる場合に於ける便法であつて、出來得る限り最近の決算額を記入することに努むべきは勿論である。尙相互會社に付ては剩餘金を純益金欄に、基金に對する利息及分配金を配當金欄に記入すべきことになつて居る。更に純益金及純損金に付て注意すべきことは

(イ) 茲に所謂純益金又は純損金とは單に其の一年間に於ける利益金又は損失金のことであつて、前期よりの繰越益金又は繰越損金を含まないことである。而して前期とは最近の決算期より一年前の決算期を謂ふのであつて、例へば昭和元年十二月末日現在の會社票に於て假りに年二回即大正十五年五月、十一月の二期を決算期とする場合に於ては大正十四年十一月を前期と謂ふのであつて年二回決算する場合の前期後期のことではない。此のことは「最近の決算期より前一年間の決算額を通過したるものを記入すべし云々」の注意書きより類推して自明のことであるが中には前期なる文字に拘泥して誤解する向も絶無ではない様であるから特に注意する。

(ロ) 純益金と純損金の兩欄に記入するものがあるが、之は上述の意義に基て純益金か純損金かの何れかに記入すべきである。

(ハ) 純益金又は純損金が出資額又は資本金に比し著しく多額なる場合は其の理由を備考に記入することが特に必要である。

次に配當金に付て注意すべきは

(イ) 純益金なくして配當金ある場合、例へば年二回決算する會社に於て前期に於て純益金六千圓を得、内參千圓を配當し後期に於ては八千圓の純損金を生じたる爲差引貳千圓の純損金を生じたるにも拘らず配當金は參千圓と記入するが如き場合には其の理由を備考に附記せられたい。

(ロ) 鐵道會社、水力電氣會社、運河會社等の如き特殊の會社が事業開始前に(従つて何等の利益金なくして)配

當する所謂利息配當金なるときは是又其の旨備考欄に記入せられたい。

(ハ)尙配當金は從來株式會社に付てのみ記入することになつて居たのであるが、先般の改正以來凡ての會社に付て之を記入することになつたのであるから記入洩れのない様に注意することが必要である。

最後に純益金、配當金及純損金の記載方に付一例を挙げやう。
 年二回決算する會社に於て前年よりの繰越益金貳千五百圓あり而して其の年前期に於て純益金四千八百圓を得たとすれば合計七千參百圓となる。此の中八百圓を積立金とし、五千圓を配當金とし、壹千五百圓を後期繰越金として處分し、後期に於ては參千七百圓の純損金を生じたる場合には前後兩期を通算せる額即前期純益金より後期純損金を差引きたる額壹千百圓を純益金欄に、五千圓を配當金欄に記入し純損金欄へは横線を引くのである。

以上を以て各調査事項に關する概略の説明を終へたのであるが、尙一に次の各項に付て注意を促して置きたる。

(イ)商號又は名稱以下出資額又は資本金迄は變更登記をしない限り毎年同一であるべき筈なるに往々にして相違することがある。(尤も主たる業務に付ては實際の業態に依つて記入すべきものであるから、必ずしも登記

した目的と一致しないことあるのみならず前年と相違することもあり得る譯である)

(ロ)出資額以下の單位は「圓」なるに往々にして單位は其の儘圓として實際の數字は厘迄記入することがあるが之は集計の場合に誤りを生じ易いから必ず單位迄記入することにした

(ハ)積立金若し純益金以下全く記入すべき事實が無い場合は其の事由を備考欄に記入することが必要である。尙新設の會社に於ても分明せる限りは必ず其の年内に於ける分は之を記入すべきこと勿論である。

五、調査方法

調査の方法は所謂第一義的自計主義であつて會社毎に一枚の會社票に會社の代表者が自ら記入して之を市町村

長に差し出すのである。會社の代表者とは法律が外部に對して會社の意思を表示する権限を認められた機關、即代表機關を組織する自然人であつて例へば合名會社に付て言へば各社員若しは定款又は總社員の同意を以て定められた代表社員を指し、株式會社に付て言へば取締役を指すのである。而して會社票の提出は會社の本店又は主たる事務所所在地の市町村長に對して爲すべきものであるから會社の本店又は主たる事務所が當該市町村に在る場合に於ては假令其の營業地が他市町村、他府縣、又は外國であつても會社票を提出すべきものであり、之に反して其の營業地が當該市町村に在つても本店又は主たる事務所が他の市町村に在る場合に於ては會社票を提出すべきものでは無い。

三

以上會社統計規則に關する大體の説明を終つたのであるが既に前にも述べたる如く會社は近來發達の傾向著しく、稍大規模の企業は殆ど悉く會社組織に依らざるは無い有様であつて會社は實に現代經濟組織の一大特色を爲すものと云ふことが出来る。従つて其の産業上乃至國民の經濟生活上に及ぼす影響も著しいのであつて會社に關する各種の研究は今後益重要な度を加ふるものと云はねばならぬ。我國は早くより會社統計の調査を行つて會社研究の一資料を整へて來たのであつて凡ての産業統計が不備不完全を極め諸外國に比較して著しく見劣りする中に會社統計のみは稍誇りとするに足るものがあること云はれて居るのである。然し乍ら是は勿論我國の現在の會社統計が完備して居ると云ふ意味ではないのであつて寧ろ外國に於て此の種の統計が不思議に完全なものがないと云ふに過ぎないのである。我々は今後我國の會社統計を益改善して名實共に誇るに足るものとしなければならぬ。而して改善すべき點は素より一二に止まらないのであるが最も本質的な問題で而も是非とも實行しなければならぬ。尤も會社統計の調査方法として第一義的方法に依るべきか又は第二義的方法に依るべきかに付ては學者の間に議論のある處であつて、ディヂェーク教授の如きは第一義的方法に依るときは課税の標準となることを虞れて正直に申告しない缺點があるから第二義的方法に依る

が良いと主張して居る。現今我國に於ける會社票の記入が尙動もすれば正確を缺くの嫌ひあるが如く認められるのは或は教授の説を裏書するが如くにも考へられるのであるが然し第二義的方法に依つて調査し得る事項は第一義的方法に依る場合と雖之を偽り申告するの實益あるものと考へることは出来ない。況や第二義的方法に依るときは調査上多大の手續を要するのみならず、特殊の事項、例へば合名會社及合資會社の純益金、配當金又は純損金の如きは全く調査の方法が無いのである。會社統計規則は即是等の點を考慮して先般改正の際も依然として第一義調査の方法を採用したのであるが、之と同時に第三條及第五條の規定を設けて會社側の杞憂を一掃することとしたのである。故に今後は會社の代表者に於ても會社統計の目的及其の調査方法に對して充分なる理解を持たれ進んで正確なる事實を記入せられんことを切望する。第二には會社票の提出期限の勵行である此の點に付ては近來多くの府縣は漸次改善されつゝあるが只遺憾なのは東京、大阪の如き大都市の提出が著しく遅延することである。斯くの如き有様では如何に他の府縣が期限を勵行しても又本省が如何に統計の整理編纂を焦つても、凡ては徒勞であると言ふの外はない。第三には現在の靜態統計に加ふるに會社の動態統計を以てすることである。即一方に於て新設の會社に付て其の數、種類、資本金、主たる業務等を調査すると同時に他方に於て解散したる會社に付て其の數、種類、資本金、主たる業務及解散の事由等を調査して現在の靜態調査と合せて會社統計の調査を完備することである。此の事は商工省に於ては既に數年前より計畫を立て大體の準備は出來て居るのであるが經費の關係上未だ實現するに至らないものである。其の他尙會社統計の整理編纂に付ても研究の餘地があるであらうし調査の地域も之を我國の全版圖に擴張する必要あること勿論であるが差し當り以上三項にして實現すれば我國の會社統計は面目を一新すること疑を容れないのである。而して前二項に付ては府縣及市町村に於ける統計主任諸君の充分なる努力を期待せざるを得ないのである。

(本解説は元商工省統計官東榮二氏の説述に係るものである)

會社分類

一、農業

- 一、農耕業
 - 米、麥、粟、稗、蕎麥、豆類、甘藷、馬鈴薯、茶、煙草、藍、桑等の農作、桑種苗養成
- 二、園藝業
 - 果樹、蔬菜、花卉の栽培及其の種苗養成、造園
- 三、開墾業
 - 開墾、土地改良
- 四、蠶業
 - 養蠶、蠶種製造
- 五、牧畜、養禽業
 - 牛、馬、羊、豚、犬、狐、兔、鷄、鶩、小鳥、蜂等の飼養
- 六、搾乳業
 - 牛乳、山羊乳搾取
- 七、林業
 - 造林、護謨樹及椰子樹の植栽、造林用種苗養成、山林伐採

會社分類

二、水産業

- 一、漁撈採藻業
 - 鮪延繩漁業、鯛延繩漁業、鯉釣漁業、鱈釣漁業、鮪流網漁業、巾着網漁業、手繰網漁業、トロール漁業、捕鯨業、定置漁業、珊瑚漁業、貝類、海苔、昆布の採取等
- 二、水産養殖業
 - 鰻、鯉、鱒、鮒、金魚、鼈、車鰻、牡蠣、眞珠貝、蛤、蜆等の養殖

三、鑛業

- 一、金屬鑛業
 - 金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、クロム鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛の採掘、砂金、砂白金、砂鐵、砂錫の採取
- 二、石炭鑛業
 - 石炭、亞炭の採掘
- 三、石油鑛業

二二一

四、其の他の鑛業

燐鑛、黒鉛、土瀝青、硫黄の採掘
五、土石採取業

花崗岩、硅石、滑石、石膏、大理石、砥石、寶石、水晶、砂利、金剛砂、陶土、粘土、火山灰、石棉等の採取

四、工業

一、紡織工業

1、製絲業

生絲(揚返しを含む)、玉絲、天蠶絲、柞蠶絲

2、綿絲紡績業

綿絲紡績、瓦斯絲紡績

3、絹絲紡績業

絹絲紡績、紬紡績、絹綿交紡績

4、麻絲紡績業

麻絲紡績、苧麻絲紡績(ラミー紡績)、黃麻絲紡績、亞麻絲紡績

5、毛絲紡績業

毛絲紡績、綿毛交紡績

6、撚絲業

7、綿織物業

白木綿、縞木綿、緋木綿、縮木綿、織色木綿、綿セル、綿ネル、綿斜子、綿八丈、綿結城、綿高貴、綿靱子、綿紹、織織、綿袴地、綿裏地、綿羽二重、綿甲斐絹、綿モス、小倉織、綾木綿、天竺木綿、金巾、粗布、ジンス、キヤラコ、葛城、寧波布、大正布、綿カルゼ、綿ビッチ、綿シッフオン、綿クレープ、スレーキ、ポイル、寒冷紗、ガーゼ地、綿蚊帳地、蒲團側地、綿畦織、綿ポプリン、紋羽、綿天鵞絨、コール天、綿ベルベツチン、綿ブラッシュ、唐天、綿傘地、綿縞子、足袋底地(立刺、板織、雲齋織)、厚司、綿帶地、帶芯、綿帆布地、綿ズック、タオル、敷布、綿毛布、綿リボン、綿テープ、綿プレート、綿緞通、綿襖地、綿搾袋地、綿調帯綿ホース等

8、絹織物及絹綿交織物業

御召、縮緬、錦紗、絹、紗、壁織、高貴、明石、斜子、風通羽二重、鹽瀬、八橋、八端、紬、銘仙、米琉、結城、大島、玉絹、太織、節絲織、山繭織、富士絹、鐘絹、生絹、絹紬、桂、經緯縮緬、佛蘭西縮緬、絹天鵞絨、絹綿縞子(タンタンピース)、タフタ、シッフオン、絹ポプリン、絹クレープ、甲斐絹、緞子、綸子、錦欄、博多織、琥珀、絹袴地、絹帶地、伊達巻、絹傘地、繪絹、シル、絹リボン、絹テープ、絹プレート等

9、麻織物及麻交織物業

縞上布、緋上布、生麻布、リンネル、飛行機用麻翼布、カンバス(麻帆布)、ズック、ラミー織、ヘシアンクローズ(麻芯地)、ガンニンクローズ、麻蚊帳地、麻緞通、麻搾袋地等

10、毛織物及毛交織物業

羅紗、メルトン、スコッチ、フランネル、サージ(セル)、モス綸、カシミヤ、毛布、毛緞通、絨氈

11、其の他の織物業

會社分類

由多加織、葛布織、馬毛織、芭蕉布、ゴム入織物等

12、絲布染色業

絲染、無地染、捺染(飛白染、更紗染、友禪染、綺染等)、絞染、染返、色揚、上繪書等

13、絲布漂白整理業

漂白、精練、艶出、起毛、剪毛、湯通、糊附、シルケツト加工等

14、莫大小業

莫大小編立、莫大小製品(シャツ、ズボン下、肌衣、袖無、ジャケツ、オーバーエーター、サルマダ、腹巻、都腰巻、編ネクタイ、手袋、靴下、メリヤス足袋等)

15、製綿業

青梅綿、蒲團綿、中入綿、小袖綿、撰綿、綿打返し等

16、其の他の紡織工業

編物、組物、製絲屑物整理、ペニー、亞麻整織、反毛、トップ、刺繡、バテンレース、ドロノウオーク、真綿、フェルト、毛氈、地氈、絲繰、マニラ麻絲織ぎ、繭乾燥等

二、金屬工業

1、金屬精鍊業

金、白金、銀、銅、鐵、銅、亞鉛、蒼鉛、鉛、水銀、ニッケル、錫、アンチモニー、アルミニウム等の精鍊、洋銀、真鍮、青銅、砲金、金屬蠟等の合金

2、金屬材料品製造業

金、白金、銀、銅、鐵、鋼、真鍮、錫、鉛、亞鉛等の條(レールを含む)、竿、筒、管、板、線、箱、絲、粉等

3、鑄物製造業

鍋、釜、鐵瓶、銅壺、湯沸、焜爐、五徳、火消壺、窯、ストーブ、半鐘、梵鐘、置物、鑄鐵管(スリプ、エルボー)、グレート、ロストル、可鍛鐵鑄物(マリエーブルキャスティング)、機械用鑄物、其他鐵、銅、赤銅、真鍮、青銅、砲金、錫、鉛、アルミニウム、アンチモニー等の鑄物

4、鑄物以外の金屬製品製造業

ボルト、ナット、スパイキ、座金、釘、鉚、針、鏈鎖、鋼索、撥條、金網、鐘類、バケツ、金盥、

種、洋傘骨、洋燈口金、甲馳、懷爐、建築金具、家具用金具、金銀器、銅器、青銅器、錫器、アルミニウム器、アンチモニー器、錫、鉛、馬具金具、尾錠、ホック、金屬釦、徽章、賞牌、時計鎖、ペン先等

5、鍍金業

金、銀、銅、ニッケル、錫、亞鉛等の鍍金(亞鉛鍍板鍍力板の製造を含む)

6、其の他の金屬工業

建物、鐵塔、橋梁、煙突、瓦斯タンク、水槽等の組立用鐵骨鐵板の加工、金屬の切削、壓剪、壓穿、電氣又は瓦斯熔接切斷、蠟附、色附、印刷、腐蝕、彫刻、研磨等

三、機械器具工業

1、汽罐、瓦斯發生器、原動機、唧筒、氣體壓縮機、送風機製造業

蒸汽罐、瓦斯發生器、原動機(蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、ディーゼル機關、セミディーゼル機關、石油機關、タービン水車、ベルト水車、日本型水車等)、唧筒、氣體壓縮機、送風機

2、電氣機械器具製造業

發電機、電動機、變成機、變壓機、蓄電器、油入開閉器、遮斷器、配電盤、スイッチ、始動機、制御器、抵抗器、電壓調整器、整流器、避雷器、ソケット、反射器、電球、懷中電燈、孤狀電燈、探照燈、シャンデリア、線輪、電熱器、扇風機、電池、電信機、電話機、交換機、中繼臺、繼電器、電鍵、分線盤、配線盤、保安器、自動轉極轉換器、背面板、電氣信號機等、絶緣電線

3、農業、土木、採鑛、精鍊、運搬用機械器具製造業

農業用機械器具(鋤耕機、鋤、鉞、稻扱機、脱穀機、粗磨機、豆粕削機、糞打機、製繩機、除草器、養蠶具等)、土木建築用機械器具、採鑛用機械器具、選鑛及選炭機械器具、精鍊用機械器具、石油鑿井機械及精製裝置、起重機、聯送機、運搬機

4、製造加工用機械器具製造業

紡織機械器具(製絲、紡績、織機、製織準備及仕上、染色、整理、編物、組物等)、金屬加工用機械器具(旋盤、平削機、轉削機、成形機、齒切機、螺絲切機、鑽孔機、鑽開機、

5、度量衡器、計器、時計、學術用機械器具製造業

度量衡器(度量器、衡器)、計器(寒暖計、乾濕計、体温計、晴雨計、壓力計、比重計、生絲織度檢定器、風速計、速度計、回轉計、真空計、ゲージ、水準器、測量器、羅針盤、地震計、檢潮器、測深器、電流計、電壓計、電力計、積算電力計、漏電計、周波計、電氣抵抗測定器等)、時計、材料試

驗器、セメント試験器、生絲檢定器、油試驗器、理化學器械、醫療器械(手術器械、デアテルミ、X線器械、紫外線發生器、オキシヘラー等)、製圖機械、計算器、計算尺、金錢登錄器、寫真器械、活動寫真機械、幻燈器、眼鏡、雙眼鏡、隻眼鏡、望遠鏡、顯微鏡、光學器械、レンズ、プリズム等

6、車輛製造業

蒸汽機關車、炭水車、電氣機關車、客車、電車、貨車、油槽車、運炭車、冷藏車、自動車、自轉車、自動自轉車、馬車、人力車、小兒用三輪車、乳母車、荷車、荷馬車、荷牛車等

7、造船業

軍艦、汽船、發動機船、起重機船、浚渫船、帆船、ヨット、短艇、漁船、傳馬船、渡船等

8、其の他の機械器具製造業

樂器(ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、マンドリン等)、蓄音器、寫聲器、銃砲、彈丸類、飛行機、飛行船、飛行艇、輕氣球、金庫、瓦斯器具、水道器具、バルブ、コック、洋燈、消火器、霧吹器、魔

法瓶、焚火器具、理髮器、潜水機、滑車、調車、齒車、車軸、軸承、カップリング、ローラー、フランジ、他類に屬せざる部分品等

四、窯業

1、陶磁器製造業

陶器、硬質陶器、磁器、磚子、テラカッタ、タイル、七寶燒等

2、硝子、硝子製品製造業

板硝子、光學用硝子、金屬線及網入硝子、硝子管、硝子罫、硝子食器、電燈笠、洋燈ホヤ、電球用硝子器、硝子光珠等

3、煉瓦製造業

普通煉瓦、耐火煉瓦、張附煉瓦等

4、瓦製造業

屋根瓦、敷瓦等(セメント瓦、スレート瓦を除く)

5、セメント、石灰製造業

ポットラントセメント、スラッグセメント、マグネシヤセメント、生石灰(酸化石灰)、消石灰(水酸化石灰)、燒石膏

6、其の他の窯業

土管、土器、坩堝、焔爐、素燒甕、素燒植木鉢、珐瑯製品等

五、化學工業

1、醫藥、賣藥、賣藥類似品製造業

醫藥、生藥品(漢藥類)、賣藥、血精、ワクチン、滋養劑、強壯劑、殺鼠劑、消毒殺菌劑、驅蟲劑、蒸餾水等

2、工業藥品製造業

硫酸、鹽酸、硝酸、硼酸、硫酸曹達(芒硝)、硫化曹達、硅酸曹達、結晶炭酸曹達、曹達灰、苛性曹達、過酸化曹達、鹽化加里、鹽酸加里(鹽剝)硝酸加里(硝石)、重クロム酸加里、過マンガン酸加里、赤色血鹵鹽、沃度、沃度加里、硫酸加里、炭酸加里(ポットアッシュ)、苛性加里、明礬、硫酸礬土、晒粉、壓縮瓦斯(酸素、水素、鹽素、炭酸アンモニヤ)、燐、二硫化炭素、鹽化硫黃、醋酸、酒石酸、サルチル酸、單寧酸、石炭酸、ナフタリン、醋酸石灰、アセトン、木精、酒精、グリセリン、フアクチス、乾燥劑(ドライ

ヤー)、防腐劑、クレオソート、防臭劑、粘藥、寫真用藥、防火劑、防水劑等

3、染料製造業

天然藍、藻、人造藍、茜、紅花、マニリン染料(マラカイドグリーン、ローダミン、コンゴレッド、フアイストレッド等)、アンストラセン染料、アリザリン染料、硫化染料、染粉、媒染劑、染料中間生成物等

4、塗料、顏料製造業

ワニス、ペンキ、エナメル、コイルタール、澁液、漆液、靴墨、耐火塗料、防火塗料、酸化亞鉛(亜鉛華)、酸化鉛(密陀僧、鉛丹、光明丹)、硫酸バリウム、リトホン、鉛白、朱、紅殻、群青、カーボンブラック、普通インキ、印刷インキ、金液、銀液、白金液等

5、石鹼、化粧品製造業

化粧石鹼、工業用石鹼、洗濯石鹼、洗粉、白粉、白粉下、クリーム、紅、日焦豫防藥、香水、香油、煉油、鬢附、チツク、齒磨粉、白髮染、赤毛染、齒染粉等

6、燐寸製造業

安全燐寸、硫化燐寸等

7、油脂類製造業

揮發油、燈油、輕油、機械油、重油、流動バラ
フィン、アスファルト、ピッチ、菜種油、白絞
油、胡麻油、荳油、棉實油、亞麻仁油、蓖麻子
油、椿油、桐油、榲油、椰子油、大豆油、落花生
油、樟腦、樟腦油、龍腦、薄荷腦、薄荷油、松根
油、松精油、テレピン油、コブシ油、クロモジ
油、ポイルド油、硬化油、松脂、油粕、鯨油、鯨
油、鱈油(肝油)、鯨油、鯨蠟、牛脂、豚脂、鯨鱈
油粕、木蠟、封蠟、蠟燭等

8、護謨製造業

護謨板、護謨管、タイヤ(自動車用、人力車用、自轉
車用)、護謨チューブ、護謨調帶、護謨靴、履物
底(靴底、下駄底、足袋底、麻裏底)、氷枕、空氣枕、護
謨活字、護謨製玩具、硬化護謨、エポナイト
(ウアルカナイト)等

9、セルロイド製造業

セルロイド素地、セルロイド製品(玩具、櫛等)

10、人造絹絲製造業

11、製紙業

印刷料紙、筆記用紙、圖書用紙、包裝用紙、連
史紙、燐寸用紙、煙草用紙、フィルスカップ、
アートペーパー、板紙、瀘紙、半紙、美濃紙、
西ノ内、書院紙、模造日本紙、雁皮紙、典具帖
唐紙、畫仙紙、薄葉紙、吉野紙、塵紙、漉返紙
合紙、染紙、壁紙、防水紙、油紙、澁油、化學堅
紙、擬草紙、バルブ、ウエス等

12、人造肥料製造業

過燐酸石灰、硫酸アムモニア、硫酸加里、石
灰窒素等

13、其の他の化學工業

火藥、安全爆藥、ダイナマイト、ニトログリ
セリン、硝火綿、其の他の發火物、膠、ゼラチ
ン、カゼイン、大和糊、フェルム、寫真用印畫
紙、蓄音器レコード原板、グイスコース、カ
ーボンダム、アランダム、線香、薰香、抹香
炭、石灰、カーボン、カーボン電極、懷爐灰、
木炭、木材乾餾、コークス等

六、製材及木製品工業

1、製材業

板材、角材、小割、檣、樺木、檜材、下駄材、丸
太、鐵道枕木、ベニア板等

2、木製品製造業

戸、障子、襖骨、敷居、鴨居、簞笥、長持、椅子、
卓子、唐木細工、火鉢、塗物木地、本箱、支那
鞆、書棚、陳列棚、脇側、衝立、梯子、張板、冷
藏器(木製)、茶箱、果物箱、燐寸箱、酒樽、醬油
樽、酒桶、醬油桶、水道木管、紡績用木管、木
煉瓦、木型、看板、燐寸軸木、曲物、折箱、コル
ク製品、下駄、算盤玉、妻楊子、木箸、木製玩
具、經木、木毛等

七、印刷製本業

活版印刷、木版印刷、石版印刷、銅版印刷、亞鉛
版印刷、鋼版印刷、コロタイプ版印刷、オフセ
ット版印刷、三色版印刷等、書籍、雜誌、寫真
帳、帳簿、アルバム等の製本

八、食料品工業

1、酒類釀造業

會社分類

10、人造絹絲製造業

11、製紙業

印刷料紙、筆記用紙、圖書用紙、包裝用紙、連
史紙、燐寸用紙、煙草用紙、フィルスカップ、
アートペーパー、板紙、瀘紙、半紙、美濃紙、
西ノ内、書院紙、模造日本紙、雁皮紙、典具帖
唐紙、畫仙紙、薄葉紙、吉野紙、塵紙、漉返紙
合紙、染紙、壁紙、防水紙、油紙、澁油、化學堅
紙、擬草紙、バルブ、ウエス等

12、人造肥料製造業

過燐酸石灰、硫酸アムモニア、硫酸加里、石
灰窒素等

13、其の他の化學工業

火藥、安全爆藥、ダイナマイト、ニトログリ
セリン、硝火綿、其の他の發火物、膠、ゼラチ
ン、カゼイン、大和糊、フェルム、寫真用印畫
紙、蓄音器レコード原板、グイスコース、カ
ーボンダム、アランダム、線香、薰香、抹香
炭、石灰、カーボン、カーボン電極、懷爐灰、
木炭、木材乾餾、コークス等

清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、泡盛、酒母(酵
母)、麥酒、葡萄酒、林檎酒、ブランデー、ウキ
スキー、シャンペン、ヴェルモット、ポート
ワイン等

2、醬油、味噌、酢釀造業

醬油、溜、醬油諸味(麴)、醬油エキス、味噌、酢

3、精穀製粉業

精米、精麥、小麥粉、粳米粉、糯米粉、蕎麥粉、
豆粉、澱粉、白玉粉、生麩粉等

4、製糖業

黑砂糖、赤砂糖、白下糖、白砂糖、ザラメ糖、
氷砂糖、角砂糖、棒砂糖等

5、菓子、麵麩製造業

餅菓子、蒸菓子、羊羹、飴、水飴、アラレ、オコ
シ、煎餅、饅頭、團子、コーヒース、有平糖、肉
桂糖、カステラー、ビスケット、キャラメル、
菓子パン、食パン、餡菓子種等

6、罐詰、罐詰製造業

鳥肉、獸肉、魚類、蟹、貝、果實、野菜、菌類等
の罐詰及罐詰

6、罐詰、罐詰製造業

鳥肉、獸肉、魚類、蟹、貝、果實、野菜、菌類等
の罐詰及罐詰

7、畜產品製造業

煉乳、乳粉、バター、人造バター、チーズ、ヨーグルト、ケフィール、粗製乳糖、ハム、ベーコン、シヨルター、ソーセイジ、鹽肉、燻肉、豚脂、牛脂等

8、水產品製造業

食鹽、再製鹽、乾海苔、昆布、昆布製品、ヒジキ、寒天、トコロテン、鰹節、粉鰹、切鰹、ソボロ、佃煮、竹輪、蒲鉾(クズシ)、魚介類の鹽製乾製、燻製等

9、製茶業

綠茶(玉露、煎茶、番茶、碾茶、碁石茶)、紅茶、烏龍茶、磚茶、再製茶等

10、清涼飲料製造業

ラムネ、サイダー、シトロン、ボルト、炭酸水、曹達水、平野水、密柑水、林檎水、葡萄液、果實液(蜜)等

11、製氷業

人造氷、天然氷採收、雪貯藏

12、其の他の食料品製造業

湯葉、豆腐、水豆腐、高野豆腐、蒟蒻、水蒟蒻、

乾餛飩、麩、麴、麴種、麥芽、甘酒、漬物、味の素、辛子粉、カレー粉、ソース、ジャム、カaramel、煙草、酒醬油の醸造等

九、瓦斯、電氣、水道業

1、瓦斯業

石炭瓦斯製造及供給、天然瓦斯供給

2、電氣業

發電、變電、配電、充電

3、水道業

淨水及其の供給

一〇、其の他の工業

1、紙製品業

紙函、紙器、織物紋紙、型紙、波形紙、紙荷札、臺紙、封筒、書狀用紙、紙ナブキン、カード、レーベル(レッテル)、ペーパーレース、複寫紙、水引、元結、紙製玩具、屏風、襖、扇子、團扇、提燈、和傘等

2、竹草莖類製品製造業

籠、箒、葛籠、竹行李、傘骨、扇骨、籬、竹箒、芦

3、皮革及皮革製品製造業

簧、柳行李、籐椅子、籐敷物、木通バスケット、下駄表、疊表、莫蔴、花蔴、野草蔴、唐草織、クレックス、ラベル、莫蔴花蔴の捺染、藁繩、藁蔴、俵、吠、疊床、簇、藁サツク、棕梠繩、棕梠箒、麥稈、真田、經木織、經木真田、經木モール等

4、骨角、象牙、貝類、獸毛、羽毛製品製造業

牛、馬、鹿、豚、羊、山羊、狐、水牛等の毛皮精製、鞣革、染革、靴、背囊、鞆、袋物(褌口、紙入、箕入等)、胴締、帶革、帽子用革、馬具、調帶等

5、漆器製造業

蒔繪、春慶塗、家具塗、下駄臺塗、一閑張等

6、綿麻製網繩製造業

綿網、麻網、綿繩、綿網、漁網、蠶網等

7、被服其の他の裁縫品製造業

和服、洋服、インバネス、マント、外套、シヤ

8、帽子製造業

ツ、股引、足袋、跣足足袋、カラー、ネクタイ、ハンカチーフ、袋物、蒲團、蚊帳、天幕、雨覆帆等

9、防水布、油布、護謨布、擬革布製造業

防水布、油布、護謨布、擬革布、リノリウム等

10、土木建築工事請負業

鐵道工事、道路工事、アスファルト工事、架橋工事、築港工事、埋立工事、水道工事、下水工事、電燈工事、電話工事、鐵筋コンクリート工事、建築工事、暖房工事等の請負

11、其の他の工業

ガーゼ、縹帶、脱脂綿、セメント製品、ペン、萬年筆、鉛筆、石筆、墨、チヨーク、クレヨン、石盤、硯、洋傘、造花、金剛砂紙、バツキング、石綿製品、石膏製品、煉炭、炭團、磨粉等の製造、石材、陶土、白土、銀砂、金剛砂、火山灰、

五、商 業

黑鉛等の加工精製、燐寸の箱詰包装、ペンキ塗、木材防腐、衣服洗濯等

一、物品販賣業

1、織物、被服類販賣業

綿織物、絹織物、麻織物、毛織物、和服、洋服、外套、莫大小品、足袋、夜具、蒲團、蚊帳、古着等

2、綿、絲類、編物、組物類販賣業

綿、真綿、羊毛、生絲、綿絲、絹絲、麻絲、毛絲、編物、組物等

3、機械器具販賣業(次項品目を除く)

蒸汽罐、瓦斯發生器、原動機、電氣機械器具、農業用機械器具、土木建築用機械器具、採鑛選鑛、精鍊用機械器具、紡織用機械器具、金屬工用機械器具、製材木工用機械器具、醸造機械器具、精穀精粉機械、印刷機械、ミシン機械、起重機、運搬機、唧筒、扇風機、銃砲、彈丸、自動車、自轉車、金庫、瓦斯及水道用器、消火器等

4、度量衡器、計器、時計、學術用機械器具、樂器、蓄音器、貴金屬品、寶石類販賣業

度量衡器、計器、時計、試驗檢定機械器具、理化學器械、醫療器械、測量器械、製圖器械、計算器、金錢登錄器、寫真機械、眼鏡類、樂器、蓄音器、貴金屬品、寶石、真珠等

5、金屬材料品、金屬製品、珐瑯鐵器販賣業

金、銀、銅、鐵、真鍮、鉛、鉛、鉛等の塊、錠、條、竿、筒、管、線、板、箔、絲、粉、鑄造製品、ホルト、ナット、釘、鋸、針、鍵鎖、鋼索、撥條、金網、薄板製品、建築金物、家具用金物、金屬家具什器、珐瑯鐵器、其の他の金屬製品

6、陶磁器、硝子、硝子製品販賣業

陶器、磁器、硝子、板硝子、硝子器等

7、藥品、染料、顏料、塗料、糊料、化粧品類販賣業

醫藥、賣藥、工業藥品、朝鮮人蔘、樟腦、衛生材料、染料、顏料(繪具)、塗料、糊料、化粧品、石鹼等

8、肥料販賣業

過燐酸石灰、硫酸アンモニア、硫酸加里、石

灰窒素、魚粕肥料、豆粕肥料、人糞肥料(尿尿汲取)等

9、燃料販賣業

石灰、コークス、煉炭、石油、ガソリン、木炭、薪等

10、木材、竹材販賣業

板材、角材、ベニア板、竹材等

11、煉瓦、瓦、土管、セメント、土石類販賣業

煉瓦、瓦、土管、セメント、石灰、石材、砂利、土等

12、建具、家具、疊表、莫産類販賣業

建具、指物、家具、疊表、莫産、花筵、野草筵、唐草織等

13、雜貨唐物類販賣業

小間物、雜貨、唐物(カラ、ネクタイ、ハンカチーフ、タオル、肩掛、襟巻等)、洋傘、帽子、袋物、履物(靴、下駄、草履、鼻緒、爪革等)、刷毛、刷子、鈕釦等

14、紙、紙製品、書籍、文房具、玩具、遊戲具販賣業

紙、紙製品(紙面、紙器、紙荷札、屏風、襖、扇子、團扇、提燈、和傘等)、書籍、雜誌、新聞、文房具(筆、ペン、萬

年筆、鉛筆、墨、インキ等)、玩具、運動具、遊戲具、雜人形等

15、穀類、粉類販賣業

米、雜穀、小麥粉、澱粉等

16、蔬菜、果實類販賣業

青物、甘藷、馬鈴薯、果物等

17、水産食料品販賣業

魚類、介類、乾海苔、水産製造品等

18、酒類、調味料、清涼飲料販賣業

和酒、ビール、洋酒、味噌、醬油、酢、鹽、砂糖、味の素、ラムネ、サイダー、炭酸水等

19、其の他の食料品販賣業

獸鳥、肉類、畜産製造品、罐詰、饅頭、菓子、麵麩、茶、煙草等

20、デパートメントストア(勸工場を含まず)

21、其の他の販賣業

蠶種、燐寸、火藥、油類、蠟及蠟燭、護謨、護謨製品、セルロイド製品、木竹莖製品(但し他類に屬せざるもの)、皮革、馬具、調帶、漆器、網網類、防水紙布、擬革紙布、荒物、書畫、骨董、古

物、馬糧等

二、貿易業

生繭輸出、羽二重輸出、綿花輸入、機械類輸入、雜貨輸入等

三、仲買、委託賣買及賣買仲立業

穀類、薪炭、繭、羽二重、有價證券、家畜、土地、建物、船舶、電話、鑛業權、發明權等の仲買、委託賣買及賣買仲立(ブローカー)

四、取引所

株式取引、米穀取引、商品取引

五、市場業

魚市場、青物市場、米穀市場、繭市場、織物市場、古着市場、古道具市場、家畜市場等

六、新聞紙發行及圖書、雜誌出版業

1、新聞紙發行業

日刊新聞、週刊新聞、月刊新聞の發行

2、圖書、雜誌出版業

圖書、雜誌、講義録、畫帳、寫眞畫報等の出版

七、倉庫業

一般倉庫、冷蔵庫、蠶種貯藏庫

八、金融業

1、銀行業

普通銀行、日本銀行、正金銀行、勸業銀行、興業銀行、農工銀行、貯蓄銀行等

2、信託業

3、貸金業

4、質屋業

5、其の他の金融業

無盡、兩替等

九、保險業

生命保險、徵兵保險、傷害保險、火災保險、海上保險、運送保險、信用保險、汽罐汽關保險、自動車保險、盜難保險

一〇、保全會社

土地、建物、有價證券等の所有、保管利殖

二、土地建物賃貸業

宅地、田畑、鹽田、山林、住宅事務所等の貸付

三、物品賃貸業

自轉車、馬車、荷車、蒲團、衣類、裝飾品、漁具等の貸付

三、旅館、料理店、貸席業

旅館、ホテル、溫泉宿、下宿、日本料理店、西洋料理店、支那料理店、カフェー、酒場、飲食店、料理及辨當の仕出、貸席、待合、浴場等

二四、演藝場、遊戯場營業

劇場、活動寫眞館、寄席、競馬、遊覽場、玉突場俱樂部等

二五、周旋業(賣買仲立を除く)

職業紹介、結婚媒介、看護婦派遣、金錢貸借の媒介、廣告取次、用達等

二六、其の他の商業

事業投資、土地建物の差配、土地測量、製圖、鑑定、評價、企業、調査、設計、興信、通信、藝妓檢番、貸座敷、人事相談、法律相談、勞力請負、人夫供給、裝飾請負、葬儀請負、火葬、醫療、運河、渡橋、棧橋等

六、運輸業

一、鐵道、軌道運輸業

汽車、電車、馬車鐵道、人車鐵道等に依る運送

二、汽船運輸業

汽船に依る運送

三、汽船運輸以外の水運業

發動機船、帆船、傳馬船、舢舨、渡船、曳船、遊覽船等に依る運送

四、自動車運輸業

自動車に依る運送

五、運輸取扱業

運送の取次(通運會社、運送店、廻漕店等の業務)

六、其の他の運輸業

人力車、馬車、荷車、索道に依る運送、船舶貨物の積込陸揚、汽車汽船旅客の手荷物運搬等

六、 縣 總 業

一、 農 業
二、 林 業
三、 漁 業
四、 畜 産 業
五、 工業
六、 商 業
七、 交通 運輸 業
八、 教育 文化 業
九、 衛生 福利 業
十、 其他 業

一、 農 業
二、 林 業
三、 漁 業
四、 畜 産 業
五、 工業
六、 商 業
七、 交通 運輸 業
八、 教育 文化 業
九、 衛生 福利 業
十、 其他 業

昭和五年十二月十八日印刷
昭和五年十二月二十日發行

兵庫縣内務部統計課

印刷人 田 中 守 一

印刷所 田中印刷出版株式会社

神戸市江戸町一〇二
田中印刷出版株式会社代表者

神戸市江戸町一〇二

終

